

足立区社会教育関係団体補助金要綱

- 1 足立区青少年対策事業活動補助金交付要綱 ······ P 1 ~ 5
- 2 足立区民間遊び場設置事業補助金交付要綱 ······ P 6 ~ 1 1
- 3 足立区少年団体事業補助金交付要綱 ······ P 1 2 ~ 1 3
- 4 足立区民ふれあい計算フェスティバル事業補助金交付要綱 ······ P 1 4 ~ 1 5
- 5 母の会事業活動補助金交付要綱 ······ P 1 6 ~ 1 7
- 6 足立区立小・中学校 P T A 連合会補助金交付要綱 ······ P 1 8 ~ 1 9
- 7 足立区立小・中学校 P T A 連携事業活動に対する補助金交付要綱 ··· P 2 0 ~ 2 1

足立区青少年対策事業活動補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域における青少年対策活動を促進するために、区内青少年対策地区委員会（以下「地区委員会」という。）に対して行う補助金の交付について必要な事項を定め、その円滑適正な執行を図るとともに、青少年の健全育成に寄与することを目的とする。

(補助対象事業)

第2条 補助対象事業（以下「補助事業」という。）は次の事業とし、足立区長（以下「区長」という。）が必要かつ適当と認めたものに補助金を交付する。

（1） 地区活動推進一般事業 次に掲げる事業とする。

- ア 青少年の健全育成を目的として実施する事業
- イ 勤労青少年を対象とした事業
- ウ 青少年をめぐる環境浄化事業

（2） 地区活動推進体育振興事業（地域住民全てを対象とした、各年代からの参加が得られる運動会等のスポーツ振興を目的とした事業（単独主催のほか、合同共催により実施する事業を含む。）であって、別表に掲げるものとする。）

（3） その他区長が特に必要と認める事業

2 地区委員会の運営に係る経費については、補助の対象としない。

(補助金の交付額)

第3条 補助金の交付額は、予算の範囲内において、別表に定める基準により区長が算定した額とする。

2 補助金は、概算払により交付する。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする地区委員会は、次に掲げる書類をもって区長に申請するものとする。

- （1） 青少年対策事業活動補助金交付申請書（様式第1号）
- （2） 青少年対策事業活動予算見積書（様式第2号）
- （3） 青少年対策事業活動計画書（様式第3号）
- （4） 青少年対策事業活動補助金申請額算出表（様式第4号）

(補助金の交付決定及び通知)

第5条 区長は、前項の申請書を受理したときはこれを審査し、補助金を交付することが必要かつ適当であると認めたときは速やかに交付額を決定し、青少年対策事業活動補助金交付決定通知書（様式第5号）をもって申請者あて通知する。

2 区長は、前項の交付決定にあたり、第1条に定める目的を達成するために、必要な条件を付すことができる。

(申請の取下げ)

第6条 前条の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、交付決定の内容又はこ

れに付された条件に不服があり、申請を取り下げようとするときは、通知を受けた日から14日以内に、その旨を記載した書面を区長に提出しなければならない。

(補助金の交付請求)

第7条 第5条による通知を受けた補助事業者は、青少年対策事業活動補助金交付請求書(様式第6号)を区長に提出する。

(補助金の経理及び調査)

第8条 補助事業者は、收支を明らかにした一定の帳簿を備え、証拠書類を隨時提出できるよう整備しておかなければならない。

2 帳簿及び証拠書類の保存年限は、補助事業完了の日に属する年度の終了後5年間とする。
(決定の取消し)

第9条 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る交付した補助金の全部又は一部について、期限を定めて返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき
- (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件、その他法令等に違反したとき

2 前項の規定は、第12条の規定により交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(指示)

第10条 区長は、補助事業の執行について必要があると認めたときは、補助金の使途について、補助事業者に対し必要な指示を行うことができるものとする。

(決算報告及び実績報告)

第11条 補助事業者が、補助事業を終了したときは、終了後速やかに、次の書類をもって区長に報告しなければならない。

- (1) 青少年対策事業活動補助金実績報告書(様式第7号)
- (2) 青少年対策事業活動補助金収支決算書(様式第8号)
- (3) 青少年対策地区活動推進事業実績報告書(様式第9号)

(補助金の額の確定)

第12条 区長は、前条の規定による決算報告及び実績報告を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じ現地調査を行い、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、青少年対策事業活動補助金確定通知書(様式第10号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の精算及び返還)

第13条 前条の通知を受けた補助事業者は、青少年対策事業活動補助金精算書(様式第11号)を区長に提出し、速やかに補助金を精算しなければならない。

2 区長は、前条の規定により補助金の額の確定をした場合において、すでに交付された補助金額が補助金確定額を超える場合、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(規則の適用)

第14条 この要綱に定めのない事項については、足立区補助金交付事務規則（昭和50年足立区規則第6号）を適用する。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、青少年対策事業活動に対する補助金の交付について必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成15年11月1日から施行する。

付 則（25足教子青発第425号 平成25年6月7日子ども家庭部長決定）

この要綱は、決定の日から施行し、平成25年度の補助事業から適用する。

別表（第2条関係・第3条関係）

補助金交付額の算定基準

下記(1)の①から③まで及び(2)の④から⑥までに掲げる各種別ごとに算出された額（ただし、千円未満の端数が生じた場合は切り捨てるものとする。）の合算額を限度として、予算の範囲内で区長が定める額とする。

(1) 地区活動推進一般事業

種 別	金 額	対象経費
①事業総務費	1地区あたり年額19万円	補助事業を行うために要する経費のうち、次に掲げる経費 (1) 専門的な知識を有する講師、指導者等への謝礼 (2) 交通費 (3) 物品購入費 (4) 印刷製本費 (5) 通信運搬費 (6) 傷害保険料 (7) 手数料 (8) 会場設営等の委託料 (9) 会場使用料及び物品賃借料 (10) その他区長が特に必要と認めるもの
②世帯加算	補助金を申請する年度の4月1日現在における地区町連区域の世帯数に、30円を乗じて得た額	
③事業加算	補助金を申請する年度において補助事業者が実施する事業数に、2万5千円を乗じて得た額 ただし、事業数は以下の基準により算定するものとする (1) 次の事業は加算の対象から除外する ア 他団体との共催事業 イ 他団体が実施する事業に対する後援、協賛等（分担金の拠出等、経費負担を伴うものを含む。） ウ 次表に定める地区活動推進体育振興事業 エ 事業の実施のための準備会や実行委員会等、打合せのための会合 (2) 同一年度内において、毎月、毎週毎日その他の周期により反復的・継続的に活動を実施する事業については、活動を実施する日数にかかわらず、当該活動の総体をもって1の事業として算定する。	

(2) 地区活動推進体育振興事業

事業区分	事業内容	種 別	金 額	対象経費
基準A事業	運動会等、複数の種目を当該地域の不特定多数の者を対象として実施する事業	④事業総務費	1事業あたり 15万円	地区活動推進一般事業の「対象経費」欄に定める経費
		⑤世帯加算	補助金を申請する年度の4月1日現在における地区町連世帯数に、5円を乗じて得た額	
基準B事業	特定の種目を事前申込者を対象として実施する事業	⑥事業総務費	1事業あたり 9万円	

備考 同一年度において、基準A事業又は基準B事業のいずれか1の事業に限り補助の対象とする。

足立区民間遊び場設置事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、足立区における民間遊び場（子どもの広場）に対し交付する補助金の運用の細目を定め、もって補助金の円滑・適正な執行に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、民間遊び場とは、民間土地所有者の承認に基づき、無償で子どもの遊び場として開設されるものであり、次に掲げる用語の定義はそれぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 子どもの広場 33平方メートル以上の面積を有し、2年以上連続して管理委員会の管理運営により、子どもの遊び場の用に供されるものとする。
- (2) 管理委員会 子どもの広場を管理・運営する主体であつて、管理委員会の定める会則に基づき、会長・副会長・会計等によって運営されるものとする。
- (3) 幼児のための砂場 3.3平方メートル以上6.6平方メートル以下の面積を有し、6か月以上連続して幼児の砂遊びの用に供されるものとする。
- (4) 設置者 幼児のための砂場を設置・管理する者とする。
- (5) 責任保険 子どもの広場内で発生した事故に伴う損害賠償を担保するもので、当該子どもの広場の代表者が被保険者かつ契約申し込み者となるもので、1年以上契約を継続する次のものとする。
ア 施設賠償責任保険で、管理責任を担保するもの
イ 子どもの広場の保険を目的とするもの
ウ 保険金額が1人1千万円、1事故5千万円以上のもの

(新設条件)

第3条 各民間遊び場新設は次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

- (1) 子どもの広場
ア 土地所有者の無償使用の承認があること。
イ 管理委員会が組織されていること。
ウ 当該子どもの広場が原則として公園等から250メートル以上離れていること。ただし、ここでいう公園等とは、同一の機能、同一の利用条件を有するものとする。
エ 宗教法人の設置及び管理によるものではないこと。
- (2) 幼児のための砂場
ア 土地所有者の無償使用の承認があること。
イ 交通事故の危険性がはなはだしいところに位置するものでないこと。

(補助金額)

第4条 民間遊び場に係る事業（以下「補助事業」という。）に対する補助金の額は、別表のとおりとし、予算の範囲内で交付する。

(補助対象)

第5条 補助金を申請できる者は、次に定める補助事業者とする。

- (1) 子どもの広場 当該子どもの広場の管理委員会会長又は代表者
- (2) 幼児のための砂場 当該幼児のための砂場の設置者
- (補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、次に定める書類を区長に提出しなければならない。

- (1) 子どもの広場設置事業
 - ア 民間遊び場（子どもの広場新設）補助金交付申請書（様式第1号～（1））
 - イ 代表者届（様式第2号）
 - ウ 管理委員会会則（様式第3号）
 - エ 子どもの広場管理委員会歳入歳出予算書（様式第4号）
 - オ 子どもの広場管理委員会年間事業計画書
 - カ 土地使用承諾書の写
 - キ 当該遊び場の土地の公図の写
 - ク 当該遊び場完成予定図（平面図）
- (2) 子どもの広場の補助事業を継続する場合
 - ア 民間遊び場（子どもの広場）管理運営費補助金交付申請書（様式第1号～（2））
 - イ 子どもの広場管理委員会歳入歳出予算書（様式第4号）
 - ウ 子どもの広場管理委員会年間事業計画書。

ただし、代表者又は役員、若しくは管理委員会会則の変更を伴う場合は、それぞれ代表者届、管理委員会会則等を提出するものとする。また、土地所有者に変更のあつたときは、新土地所有者の土地使用承諾書の写及び土地所有者変更届を提出すること。
- (3) 子どもの広場のフェンス設置事業を行う場合
 - ア 民間遊び場（子どもの広場）フェンス等設置補助金交付申請書（様式第7号）
 - イ 土地所有者承諾書（様式第8号）
 - ウ フェンス等設置設計図・工事見積書等関係書類
- (4) 幼児のための砂場を新設する場合
 - ア 民間遊び場（幼児のための砂場新設）補助金交付申請書（様式第1号～（3））
- (5) 幼児のための砂場へ砂を補充する場合
 - ア 民間遊び場（砂の補充）補助金交付申請書（様式第1号～（4）ただし、幼児のための砂場補助事業をすでにしている者に限る。）

(決定通知)

第7条 区長は、補助金の交付申請があったときは申請書類を審査し、補助金の交付の可否を決定し、交付決定通知書により申請者に通知する。

(補助金の請求)

第8条 補助金の交付決定通知書を受けた者は、区長に請求書を提出する。ただし、子どもの広場フェンス等設置事業については、補助金確定通知書を受けた後に区長に請求書を提出する。

(承認事項)

第9条 補助事業者は、次に該当する場合はあらかじめ区長の承認を得なければならない。

- (1) 補助事業の中止をするとき。
- (2) 補助事業の廃止をするとき。
- (3) その他、補助事業の継続にいちじるしい変更をしようとするとき。

なお、民間遊び場（子どもの広場）を廃止したとき又はフェンス設置の改修・取り壊しの必要が生じたときは、設置事業者の負担で行うものとする。

（事故報告）

第10条 民間遊び場内で、子どもの事故が発生した場合、その状況を書面をもって区長に、報告しなければならない。

（遂行命令等）

第11条 区長は、調査等により補助事業が補助金交付の決定内容又は、付した条件に従つて遂行されていないと認めたときは、当該補助事業者に対し、これに従つて補助事業等を遂行すべきことを命ずるものとする。

2 補助事業者が前項の命令に違反したとき区長は補助事業者に対し、当該補助事業の一時停止を命ずることがある。

（実績報告）

第12条 補助事業者は、民間遊び場補助事業が完了したとき及び補助事業が完了しない場合で、会計年度が終了したときは、次に掲げる事項を記載した実績報告書を区長に提出しなければならない。また、第9条に定める民間遊び場の廃止の承認を受けた場合もまた同様とする。ただし、民間遊び場中幼児のための砂場の設置者は、責任保険の契約報告書及び歳入・歳出決算書に替え、砂の補充完了報告書を提出しなければならない。

- (1) 利用状況等の報告書（様式第5号～（2））
- (2) 責任保険の契約報告書（様式第5号～（3））
- (3) 歳入・歳出決算書（様式第5号～（1））
- (4) フェンス等設置報告書（様式第9号）

（決定の取消）

第13条 区長は、補助事業者が次の各号の一に該当した場合は、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により、補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金等を他の用途に使用したとき。
- (3) その他、補助金等の交付の決定内容又はこれに付した条件若しくはこの要綱に基づく命令に違反したとき。

2 区長は、前項の規定により、補助金等の交付の取り消しをした場合は、速やかにその旨を補助事業者に通知する。

（補助金の返還）

第14条 区長は、前条の規定により、取り消しをした場合において、補助事業の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(関係書類・帳簿の整理保管)

第15条 補助事業者は、補助事業に係る収入、支出その他関係書類を当該事業の属する会計年度終了後一年間保管しなければならない。

(規則の適用)

第16条 この要綱に定めない事項については、足立区補助金等交付事務規則(昭和50年足立区規則第6号)を適用する。

(雑則)

第17条 会計年度はその年の4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終了するものとする。

2 この要綱に定める補助事業に関する申請書等は、別記様式によるものとする。

付 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成18年2月1日から施行する。

別表（第4条関係）

(1) 子どもの広場

区分	補助金	
	補助対象面積(単位m ²)	金額(円)
設備費	33 ~ 100	173,000
	101 ~ 500	208,000
	501 ~ 1,000	259,000
	1,001 ~ 1,500	311,000
	1,501 ~ 2,000	362,000
	2,001 ~ 3,000	415,000
	3,001 ~ 4,000	467,000
	4,001 ~	518,000
管理運営費	33 ~ 100	101,000
	101 ~ 500	115,000
	501 ~ 1,000	130,000
	1,001 ~ 1,500	158,000
	1,501 ~ 2,000	187,000
	2,001 ~ 3,000	216,000
	3,001 ~ 4,000	230,000
	4,001 ~ 5,000	245,000
	5,001 ~ 7,000	259,000
	7,001 ~ 10,000	274,000
賠償責任保険料	補助対象面積×0.1×28(円)	

※設備は新設初年度1回限りとする。

(2) フェンス等設置

区分	補助金額
フェンス等設置	1箇所 300万円限度

(3) 幼児のための砂場

区分	補助金	
	規模(単位m ²)	金額(円)
砂場設置	3.3	10,000
	6.6	20,000
砂の補充	3.3	3,000
	6.6	6,000

(4) 補助割合

補助申請月	補助金交付割合
4・5・6月	交付要綱に定める割合
7・8・9月	交付要綱に定める額の75%
10・11・12月	交付要綱に定める額の50%
1・2・3月	交付要綱に定める額の25%

(5) 補助金返還割合

ア 当該年度の途中において補助事業の廃止又は変更があった場合、別表(1)の管理運営費の返還については次によるものとする。

廃止月	補助金返還割合
4・5・6月	交付補助金額の75%
7・8・9月	交付補助金額の50%
10・11・12月	交付補助金額の25%
1・2・3月	交付補助金額の0%

足立区少年団体事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域における少年団体活動を促進させるため、足立区少年団体連合協議会に対しておこなう補助金の交付について必要な事項を定め、もって円滑で適性な施行を図ることにより青少年の健全育成に寄与することを目的とする。

(対象事業)

第2条 補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号に掲げる少年団体活動事業とする。

- (1) 少年団体の活動強化に関するもの
- (2) 団体指導者の養成並びに研修に関するもの
- (3) 少年団体が実施する行事
- (4) その他、区長が必要かつ適当と認めるもの

(補助金の交付額)

第3条 補助金の交付額は予算の範囲内において区長が算定した額とする。

(補助金の執行基準)

第4条 補助金の執行にあたっては、次の基準を厳守するものとする。

- (1) 少年団体活性化事業助成
- (2) 団体指導者養成研修・行事開催等の少年団体活動
- (3) 広報紙の発行および指導者研修等の各種事務局活動

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を申請する際には、少年団体事業補助金交付申請書（様式第1号）に掲げる書類を添え、区長に申請するものとする。

- (1) 団体収支予算書 (様式第2号)
- (2) 事業計画書 (様式第3号)
- (3) 構成団体名簿 (様式第4号-1)
- (4) 会則

(補助金の交付の決定及び通知)

第6条 区長は、第7条の申請書を受理したときはこれを審査し、補助金を交付することが必要かつ適切であると認めたときは、すみやかにその交付額を決定し、少年団体事業補助金交付決定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

(補助金の請求)

第7条 補助金を受ける際には、少年団体事業補助金交付請求書（様式第6号）により区長に請求するものとする。

(決定の取消)

第8条 区長は、補助金を他の用途に使用したときは、補助金の交付の決定の全部または一部を取り消すことができる。

(指示)

第9条 区長は、補助事業の執行について必要があると認めたときは、補助金の使途について必要な指示をおこなうことができる。

(実績報告)

第10条 補助該当年度が終了したときは、足立区補助金等交付事務規則第11条の定めるところにより、5月31日までに少年団体事業補助金の決算および事業報告について（様式第7号）に次に掲げる書類を添え、区長に報告するものとする。

- (1) 収支決算報告書 (様式第8号)
- (2) 事業実績報告書 (様式第9号)
- (3) 会議実績報告書 (様式第10号)
- (4) 構成団体名簿・助成一覧 (様式第4号-2)

(補助金の経理)

第11条

- (1) 補助金の交付を受けた後は、収支を明らかにした一定の帳簿を備え、証拠書類を隨時提出できるよう整備しておかなければならない。
- (2) 帳簿及び証拠書類の保存年限は、補助事業完了の日に属する年限の翌年から5年とする。

(規則の適用)

第12条 この要綱に定めのない事項については東京都足立区補助金交付事務規則を適用する。

付 則

この要綱は、昭和60年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、昭和61年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成17年6月15日から施行する。

付 則 (20足教生青発第18号 平成20年4月1日生涯学習部長決定)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

足立区民ふれあい計算フェスティバル事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、児童生徒が珠算などの計算を通じ、理数に関する資質や能力、集中力や基礎学力の向上に寄与し、かつ一般区民を対象とした珠算文化の継承と学習の裾野を広げ、区民のふれあい、絆を深めることで生涯学習の一つとして寄与することを目的とする。

(補助対象事業)

第2条 この要綱による補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、足立区民ふれあい計算フェスティバル実施事業として足立区珠算教育振興会が行う大会であって、次の各号に定める要件を満たすものとする。

- (1) 足立区に在住、在勤又は在学する者が、個人又は団体で参加するものであること。
- (2) 大会の趣旨、方法等について、区長が適正と認めたものであること。

(補助金の交付額)

第3条 補助金の交付額は、区長が交付を必要と認め算定した額とする。ただし、75万円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、次に掲げる書類をもって事前に申請をするものとする。

- (1) 足立区民ふれあい計算フェスティバル事業補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 足立区民ふれあい計算フェスティバル収支予算書（様式第2号）
- (3) 足立区民ふれあい計算フェスティバル事業計画書（様式第3号）
- (4) 会則
- (5) 役員及び実行委員名簿

(補助金の交付決定及び通知)

第5条 区長は、前項の申請を受理したときは、これを審査し、補助金を交付することが必要かつ適当であると認めたときは、すみやかにその交付額を決定し、足立区民ふれあい計算フェスティバル事業補助金交付決定書（様式第4号）により申請者に通知する。

(補助金の請求)

第6条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、足立区民ふれあい計算フェスティバル事業補助金交付請求書（様式第5号）により、足立区会計事務規則第89条第2号により前金払いとし、区長に請求するものとする。

(決定の取消し)

第7条 区長は、交付決定者が補助金を他の用途に使用したときは、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

2 交付決定者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ取下届を区長に届出しなければならない。

(指示)

第8条 区長は、補助事業の執行について必要があると認めるときは、補助金の使途について必要な指示を行うことができる。

(実績報告)

第9条 交付決定者は、補助事業が終了したときは次の書類をもって区長に報告しなければならない。

(1) 足立区民ふれあい計算フェスティバル収支決算報告書（様式第6号）

(2) 足立区民ふれあい計算フェスティバル事業実績報告書（様式第7号）

(補助金の経理)

第10条 交付決定者は、収支を明らかにした一定の帳簿を備え、証拠書類を隨時提出できるように整備しておかなければならぬ。

2 前項の帳簿及び証拠書類の保存年限は、補助事業完了の日が属する年度の翌年から5年とする。

第11条 区長は、必要に応じ、事業の実績、帳簿、証拠書類等を監査することができる。

(規則の適用)

第12条 この要綱に定めのない事項については、足立区補助金等交付事務規則（昭和50年足立区規則第6号）を適用する。

付 則

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

付 則（22足教生青発1118号 平成23年3月25日生涯学習部長決定）

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

母の会事業活動補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域における非行防止及び社会環境の浄化を目的として、青少年対策の諸事業を促進するため、足立区内4地区の母の会に対しておこなう補助金の交付について、必要な事項を定め、その円滑な執行を図り、もって青少年の健全な育成に寄与することを目的とする。

(対象事業)

第2条 補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げる事業であつて区長が必要と認めるものとする。

(1) 青少年対策に関する事業

(2) その他区長が特に必要と認める事業

(補助金の交付額)

第3条 補助金の交付額は、年額70,000円とする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする母の会は、次に掲げる書類をもって申請するものとする。

(1) 母の会事業活動補助金申請書（様式第1号）

(2) 歳入・歳出予算書（様式第2号）

(補助金の交付の決定及び通知)

第5条 前条の申請書を受理したときは、これを審査し、補助金を交付することが必要かつ適切であると認めたときは、すみやかにその交付額を決定し、母の会事業活動補助金交付指令書（様式第3号）により当該母の会に通知するものとする。

(補助金の交付)

第6条 補助金を受けるべき母の会から、母の会事業活動補助金交付請求書（様式第4号）を提出させた後、交付するものとする。

(決定の取消)

第7条 補助金を受けた母の会が補助金を他の用途に使用したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

(指示)

第8条 補助事業の執行について、必要があると認めたときは、補助金の使途について必要な指示を行うことができるものとする。

(実績報告)

第9条 補助金を受けた母の会が、補助事業を終了したときは、その日から2か月以内に次の書類を提出するものとする。

(1) 母の会事業活動補助金収支決算書（様式第5号）

(2) 母の会事業活動実績報告書（様式第6号）

(補助金の経理)

第10条 補助金の交付を受けた母の会は、収支を明らかにした一定の帳簿を備え、証拠書類を隨時提出できるよう整備しておかなければならない。

2 帳簿及び証拠書類の保存年限は、補助事業完了の日の属する年度の翌年から5年とする。
(規則の適用)

第11条 この要綱に定めのない事項については、足立区補助金等交付事務規則（昭和50年足立区規則第6号）を適用する。

付 則

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

付 則（17足教発第1498号 平成18年3月10日教育事業担当部長決定）
この要綱は、平成18年3月10日から施行する。

足立区立小・中学校 P T A 連合会補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、足立区立小学校 P T A 連合会及び中学校 P T A 連合会（以下「連合会」という。）に対して行う補助金の交付について必要な事項を定め、もって青少年の健全育成に寄与することを目的とする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の対象となる事業等（以下「補助事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

- (1) 連合会の運営管理費
- (2) 連合会の行う各種研修事業等
 - ア P T A ブロック研修会
 - イ その他

(補助金の交付額)

第3条 補助金の交付額は、予算の範囲内において、次に掲げる基準により区長が算定した額とする。

- (1) 前条第1号に該当する連合会の運営管理費 予算額の 1 / 2 以内
- (2) 前条第2号アに該当する P T A ブロック研修会費
1 ブロック当たり 50,000 円を限度とする。
- (3) 前条第2号イに該当する連合会の行うその他各種研修事業等費
予算額の 1 / 2 以内

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、次に定める書類を区長に提出しなければならない。

- (1) 補助金申請書 (様式第1号)
- (2) 歳入・歳出予算書 (様式第2号)
- (3) 事業計画書 (様式第3号)
- (4) 運営活動計画書 (様式第4号)
- (5) 規則・会則

(補助金交付の決定及び通知)

第5条 区長は、前条の申請書を受理したときは、関係書類を審査し、補助金を交付すべきものと決定したときは、すみやかに交付決定通知書（様式第5号）により申請者あて通知するものとする。

(補助金の請求)

第6条 補助金の交付決定通知を受けた者は、補助金交付請求書（様式第6号）を区長に提出するものとする。

(決定の取消)

第7条 補助金を受ける者が、補助金を補助事業以外の用途に使用したときは、区長は、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(指示)

第8条 区長は、補助事業の執行について必要があると認めたときは、補助金の使途について必要な指示を行うことができる。

(実績報告)

第9条 補助金の交付を受けた者は、当該年度の事業を全て完了した日から3か月以内に次の書類を添え、区長に報告しなければならない。

(1) 補助金実績報告書 (様式第7号)

(2) 補助金收支決算書 (様式第8号)

(3) 事業・運営活動報告書 (様式第9号)

(補助金の経理)

第10条 補助金の交付を受けた者は、収支を明らかにした一定の帳簿を備え証拠書類を隨時提出できるよう整備しておかなければならぬ。

2 帳簿及び証拠書類の保存年限は、補助事業完了の日の属する年度の翌年から5年とする。

(規則の適用)

第11条 この要綱に定めのない事項については、足立区補助金等交付事務規則(昭和50年足立区規則第6号)を適用する。

付 則(平成3年4月1日社会教育部長決定)

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

付 則(17足教青発第1480号 平成18年3月10日教育事業担当部長決定)

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

足立区立小・中学校 P T A 連携事業活動に対する補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、中学校区を単位とする小・中学校 P T A が行う児童生徒の安全確保・非行化の防止、地域環境の整備等の活動のために助成に必要な事項を定め、各々の地域の実情に即した主体的な活動とその円滑な執行を支援することを目的とする。

(補助対象活動)

第2条 補助対象事業（以下「補助事業」という。）は次に掲げるものとする。

- (1) 教育関係者や関係諸機関との協議会及び連絡会等の開催に要する経費
- (2) 講習会、講演会及び関係施設の見学等の研修に要する経費
- (3) 地域パトロール及び一聲運動の実施に要する経費
- (4) 地域住民への広報及び情報提供に要する経費
- (5) 前各号の事業の実施に必要な物品購入に要する経費
- (6) その他、区長が必要かつ適当と認めるもの

(補助金の交付額)

第3条 補助金の交付額は、予算の範囲内において、次に掲げる基準により区長が算定した額とする。

- (1) 前条第1項第1号に該当する連絡会等の開催1回につき 10,000円以内
- (2) 前条第1項第2号に該当する講習会等の開催1回につき 30,000円以内
- (3) 前条第1項第3号に該当する実践活動の実施1回につき 10,000円以内
- (4) 前条第1項第4号に該当する広報活動（年間を通し） 20,000円以内
- (5) 前条第1項第5号に該当する物品の購入 20,000円以内
- (6) その他、必要かつ適当と認めた活動については、精査したうえで決定する。ただし、補助金の額は、一中学校区当たり 60,000円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする団体の代表者は、次に掲げる書類をもって区長に申請するものとする。

- (1) 小・中学校 P T A 連携事業活動補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 小・中学校 P T A 連携事業活動予算見積書（様式第2号）
- (3) 小・中学校 P T A 連携事業活動計画書（様式第3号）

(補助金の交付決定及び通知)

第5条 区長は、前項の申請書を受理したときはこれを審査し、補助金を交付することが必要かつ適当であると認めるときはすみやかに交付額を決定し、小・中学校 P T A 連携事業活動補助金交付決定通知書（様式第4号）をもって申請者あて通知する。

(補助金の交付請求)

第6条 前条による通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、小・中学校 P T A 連携事業活動補助金交付請求書（様式第5号）を区長に提出する。

(補助金の経理)

第7条 補助事業者は、収支を明らかにした一定の帳簿を備え、証拠書類を隨時提出できるよう整備しておかなければならぬ。

2 帳簿及び証拠書類の保存年限は、補助事業完了の日に属する年度の翌年から5年とする。

(決定の取消)

第8条 補助事業者が、補助金を他の用途に使用したときは、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことがある。

(決算報告及び実績報告)

第9条 補助事業者が、補助事業を完了したときは、終了後1か月以内に、次の書類をもつて区長に報告しなければならない。

(1) 小・中学校 P T A連携事業活動収支決算書（様式第6号）

(2) 小・中学校 P T A連携事業活動実績報告書（様式第7号）

付 則（平成14年5月1日教育委員会事務局次長決定）

この要綱は、平成14年5月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。